
（５）その他特記事項

（備考）

１．機構による助成金の交付（法第10条第１号ロ関係）を希望する場合に記載すること。

２．必要に応じて、法第７条第５項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

（別表３）

港湾法の特例措置（法第11条第２項関係）

該当する行為	港湾法第38条の２第１項｛第１号・第２号・第４号｝の施設の｛建設・改良｝
施設の位置、種類、規模及び構造	
施設の使用の計画	
施設の｛建設・改良｝の工事の開始及び完了の予定期日	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第38条の２第１項第１号、第２号又は第４号に掲げる行為をしようとする場合のみ記載すること。